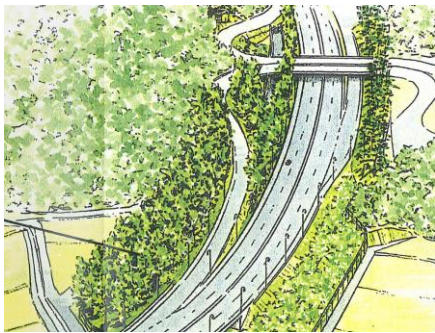


個票 2 生物の生息空間としての法面緑化 [道 1(1)②1-1]

(2010年作成)

配慮の視点	生態系の多様性への配慮	配慮項目	生き物の生息・生育空間となる多様な自然とそのつながりの保全・創出
配慮事項	生物の生息・生育空間のネットワーク化		
配慮事例	道路法面の緑化		
内容	●生物の生息空間としての法面緑化 【解説】 生物は緑と緑の間を移動しながら生息域を拡大しようという性質があります。そのため“点”の整備とともに<u>連続した緑の“線”の整備</u>が生物多様性への配慮につながります。 道路は線として都市と郊外、自然環境の豊かな地域とを繋いでおり、<u>法面を緑化</u>することは「<u>緑のネットワーク化</u>」につながります。 【具体的な工法・配慮事項】 ●表土の利用 ① 工事の際に残土として処理される表土の中には、養分や種子が多く含まれていて、緑化するとき有効です。 ② 地表から 30～50cm の表土が有効です。 ●植生土嚢・緑化ブロックなどの利用 ① 肥料等を配合した植生土嚢、緑化ブロック、植生マットなどを法面に設置して緑化する方法。 ② 配合する種子に郷土種を用いて環境復元することが望ましい。		

【事例 1】



出典:4

【場所】

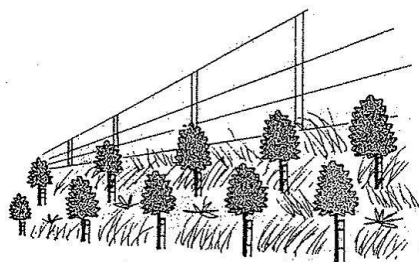
兵庫県 北近畿豊岡自動車道

【環境配慮の内容と方法、工法】

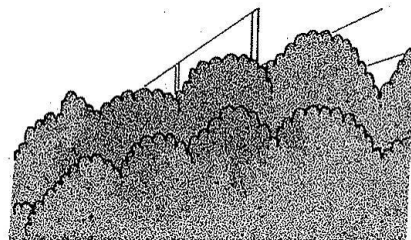
- ・ エコロードを整備することを目的に、法面緑化計画を策定した。
- ・ 法面緑化においては、郷土性、生物多様性、ビオトープをキーワードにして郷土の自然に調和し、多様な生物を育む法面緑化を基本コンセプトとした。
- ・ 法面にはコナラ群落などの植栽を行った。

【事例 2】

【2 年目】



【6 年目】



出典:3

【場所】

静岡県浜松市 東名高速道路

【環境配慮の内容と方法、工法】

静岡県浜松市付近の東名高速道路外縁法面で、鳥類、昆虫類など多様な生物が生息できる空間を創造する目的で雑木林の創出を行った。

【植栽方法】

コナラ、クヌギ、アラカシ、ヤマモモなど苗木（樹高 80cm）を 1.5m×1.5m 当たり 1 本の間隔で植栽。

【管理方法】

植栽以降年 1 回の草刈を実施。

【結果】

① 植栽後 2 年目

苗木は幼苗状だが、各種のバッタやコオロギの生息が確認され、モンシロチョウの吸蜜が確認された。

② 植栽後 6 年目

5m 前後の樹高となり雑木林らしくなる。ウグイス、アオジ、シジュウカラなどの鳥類やムラサキシジミ、ナミテントウなどの昆虫類の生息が確認された。

留意点

- ・ 緑化に当たっては、事業実施区域に自生する郷土種を用いることが望ましい。
- ・ 法面の形状などにより、適した工法や導入植物が異なる。

参考資料

- 1 「自然にやさしい技術 100 事例 人と自然の共生をめざして」 神奈川県
- 2 「解説 配慮事項の事例と具体的な考え方 北海道環境配慮指針〔公共事業編〕 一道が行う公共事業環境配慮ガイドライン」 北海道
- 3 「神戸市鳥類保全対策指針」 神戸市
- 4 「北近畿豊岡自動車道エコロード検討委員会報告書」 建設省近畿地方建設局 豊岡工事事務所